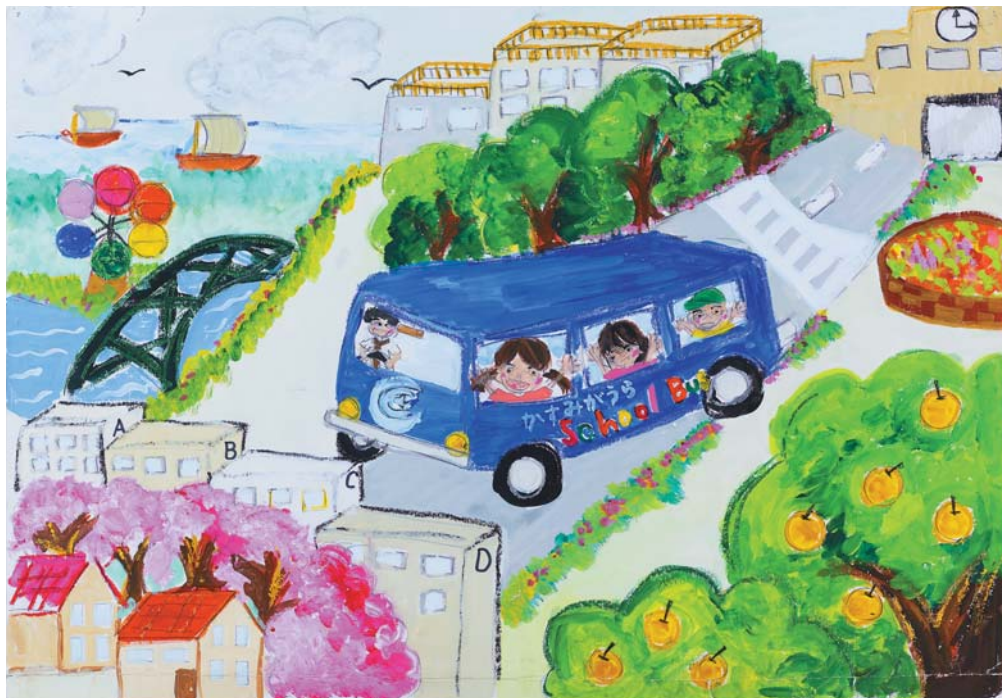


第3編  
前期基本計画

第1章

自然と調和した  
快適な  
まちづくり



「未来のかすみがうら市絵画コンクール」

— 佳作 — 下稲吉東小学校4年 上田有彩さん

▶ 施策の体系

第1節 適正な土地利用の推進

[1] 土地利用

- 1. 計画的な土地利用の推進
- 2. 都市計画の推進
- 3. 中心市街地の整備
- 4. 街なみ景観の保全

第2節 交通基盤の充実

[1] 道路・交通

- 1. 交通体系の整備
- 2. 幹線道路の整備
- 3. 生活道路の整備
- 4. 公共交通の充実

第3節 快適な住環境の整備

[1] 上水道

- 1. 上水道の整備
- 2. 水道事業の健全化

[2] 下水道

- 1. 下水道の整備
- 2. 雨水排水の整備

[3] 河川

- 1. 河川の整備

[4] 公園・緑地

- 1. 公園の整備・緑地の整備

第4節 循環型社会の形成

[1] 環境保全・公害

- 1. 環境保全
- 2. 環境美化の推進
- 3. 水質浄化の推進
- 4. 公害の防止

[2] 廃棄物処理

- 1. ごみ・し尿処理の改善
- 2. リサイクルの推進

第5節 防犯・防災機能の充実

[1] 消防・救急

- 1. 消防力の強化
- 2. 救急体制の充実

[2] 防災

- 1. 防災対策・体制の充実
- 2. 防災情報体制の整備
- 3. 広域応援体制の整備

[3] 交通安全・防犯

- 1. 交通安全対策の充実
- 2. 防犯対策の強化

第6節 情報通信基盤の整備

[1] 通信網

- 1. 通信網の整備
- 2. 地域情報システムの整備

## ▶ 第1節 適正な土地利用の推進

### [1] 土地利用

#### ★ 現況と課題

本市は筑波山系の山々から霞ヶ浦へとつづく、なだらかな地形を有しており、中央部には市街地が位置し、その周辺の台地と湖岸地域には農村景観が広がっています。また、北西部の丘陵部は森林地域となっています。

総面積118.77km<sup>2</sup>のうち、約70%が都市計画区域となっており、その約90%を市街化調整区域が占めています。

土地利用について区域別に見ると、JR神立駅周辺地域の市街化区域と農地や筑波山系の丘陵地などの市街化調整区域で構成されています。

JR神立駅周辺整備など計画的な市街地の形成を推進していますが、市街化区域には、まだ多くの未利用地が残っており、その利用の推進が課題となっています。

市街化調整区域は農業を中心とした土地利用が行われていますが、遊休農地や耕作放棄地が増加しており、優良農地の確保と保全を図る必要があります。

また、水郷筑波国定公園に指定されている地区では、森林と水面のもつ多面的機能や優れた景観を有しており、将来に残すべき貴重な財産として保全と活用が求められています。

都市計画区域外では、農地や林地などに住居系・工業系の開発の混在が見られるため、今後は開発の適正な誘導と周辺環境の保全に配慮した秩序ある土地利用を図る必要があります。

今後も各用途に適した効率的な土地利用により、都市と自然が調和した環境づくりに努める必要があります。

#### 【都市計画等の指定状況】

指定区分	面積等
都市計画区域	8,133ha
市街化区域	754ha
市街化調整区域	7,379ha
都市計画区域外	3,744ha
水郷筑波国定公園(歩崎地区)	54ha
水郷筑波国定公園(雪入地区)	504ha

資料：都市整備課

## ☀ 施策の方向

### 1. 計画的な土地利用の推進

市街地においては、都市基盤の整備に努め、活気ある商・工業地やゆとりある落ち着いた住宅地の形成を推進します。

農業を主とした地域においては、優良農地の保全と活用を図るとともに開発などの適正な誘導に努めます。

森林や水辺については市民参加のもとで保全し、それぞれのもつ国土保全や公益的機能を維持するとともに、環境学習などの拠点としての活用を図ります。

- 計画的な事業用地の確保などを進め、土地開発公社の健全かつ有効活用に努めます。
- 工業系、商業系の土地利用については、農地や林地への散在を抑制し、土地利用の目的に合った用途地域への誘導に努めます。
- 住宅地については、住宅基盤の整備に努め周辺の住宅開発計画との調整を図り、良好な生活環境や高い水準の居住環境の維持に努めます。
- 農村地域の適切な生活環境や居住環境を維持し、区域指定制度や優良田園住宅制度<sup>※</sup>などの活用<sup>※</sup>に努めます。
- 農用地については農業振興地域整備計画に基づき、生産基盤の整備と優良農地の保全等に努め、農業基盤の整備を計画的に推進します。
- 農地の集積化など良好な農地の利用を進めます。
- 平地林については、水源のかん養<sup>※</sup>、自然環境の保全など公益的機能を高めます。
- 森林のもつ防災機能等に考慮した維持・強化を図るとともに、レクリエーションや環境学習の拠点として、その保全・活用に努めます。

### 2. 都市計画の推進

都市機能の充実や計画的なまちづくりを行うため、都市施設の適正な配置や都市計画区域の見直しなど、地域の実情に合わせた都市計画を推進します。

- 計画的な土地利用を推進し、都市計画に関する基礎的資料の収集把握を行います。
- 社会情勢などの変化を踏まえつつ、本市の都市計画の基本となる都市計画マスタープランの策定を行います。
- 市街化区域については、用途地域に則した土地利用の誘導や都市施設の整備等を進め、用途地域の変更や地区計画の指定などの検討を行います。

- 市街化調整区域については、無秩序な開発を抑制し、良好な集落地の保全を図ります。
- 都市計画区域外については、環境の保全や開発の誘導が図れるように、都市計画区域への編入も視野に入れた検討を行います。

### 3. 中心市街地の整備

市街地の中心であるJR神立駅周辺については、関係機関と連携し、駅舎の整備や再開発事業などを推進するとともに、長期的な視野に立った商業機能や交流機能を備えたにぎわいのある新しい市街地の形成に努めます。

- JR神立駅周辺の都市再生事業と都市基盤整備の推進を図ります。
- JR神立駅周辺整備の進捗状況を考慮しながら、都市計画道路神立停車場線の整備を進めます。
- まちづくり推進にあたり、必要性の高い新たな路線については、積極的に都市計画決定等を行い、その整備促進を図ります。

### 4. 街なみ景観の保全

落ち着いたある農村集落景観や神社などの歴史的建造物の保全と景観に配慮した新たな住宅地整備の誘導を図り、地域の特性を生かした景観づくりを進めます。

- 水辺景観や田園景観、神社など歴史的建造物、眺望などを生かした市民が親しみをもてる街なみ景観づくりを推進します。
- 街なみづくりの先導的な役割として、公共施設や公園、道路、橋梁などの整備、改築、改修において、周辺の街なみ景観に合った設計、意匠の工夫・修景を推進します。
- 周辺環境と調和の取れた街なみ景観の形成を図りつつ、調和を阻害する要素の排除、改善を推進します。
- 地域住民の協力、参加を得ながら、地域の特性にふさわしい一体的な街なみや景観形成の方針を検討し、地区計画や建築協定などを活用した規制、誘導を推進します。

## ▶ 第2節 交通基盤の充実

### [1] 道路・交通

#### ☀ 現況と課題

本市には、広域的な交通処理機能を担う路線として、常磐自動車道、国道6号・354号及び県道等を主軸として幹線道路が整備されています。しかし、国道6号の慢性的な交通渋滞や霞ヶ浦大橋の無料化に伴う国道354号の増加交通量への対策など体系的な整備が課題となっています。

また、本市の県道は牛渡馬場山土浦線、戸崎上稲吉線、土浦笠間線、つくば千代田線等が、国道6号や市道と有機的に接続し恵まれた交通体系となっています。平成15年に志戸崎田伏バイパスが一部の区間を除いて開通し、石岡田伏土浦線の狭隘や屈曲した危険箇所の解消などが行われました。今後は、さらにその延伸が望まれています。さらに石岡つくば線のバイパス整備については、国道355号石岡有料道路の無料化等により、石岡市柏原工業団地方面への交通量の増加などが考えられ、渋滞緩和策として、早急な整備が必要となっています。

市道については、各ゾーンや拠点等を有機的に結ぶネットワークづくりとともに、生活道路の機能向上が求められています。また、土浦市と連携して進めている神立駅周辺整備計画に伴い、都市計画道路をはじめとする幹線道路の整備が必要とされています。

公共交通については、JR常磐線の複々線化や神立駅の橋上化などを関係機関に要請する必要があります。

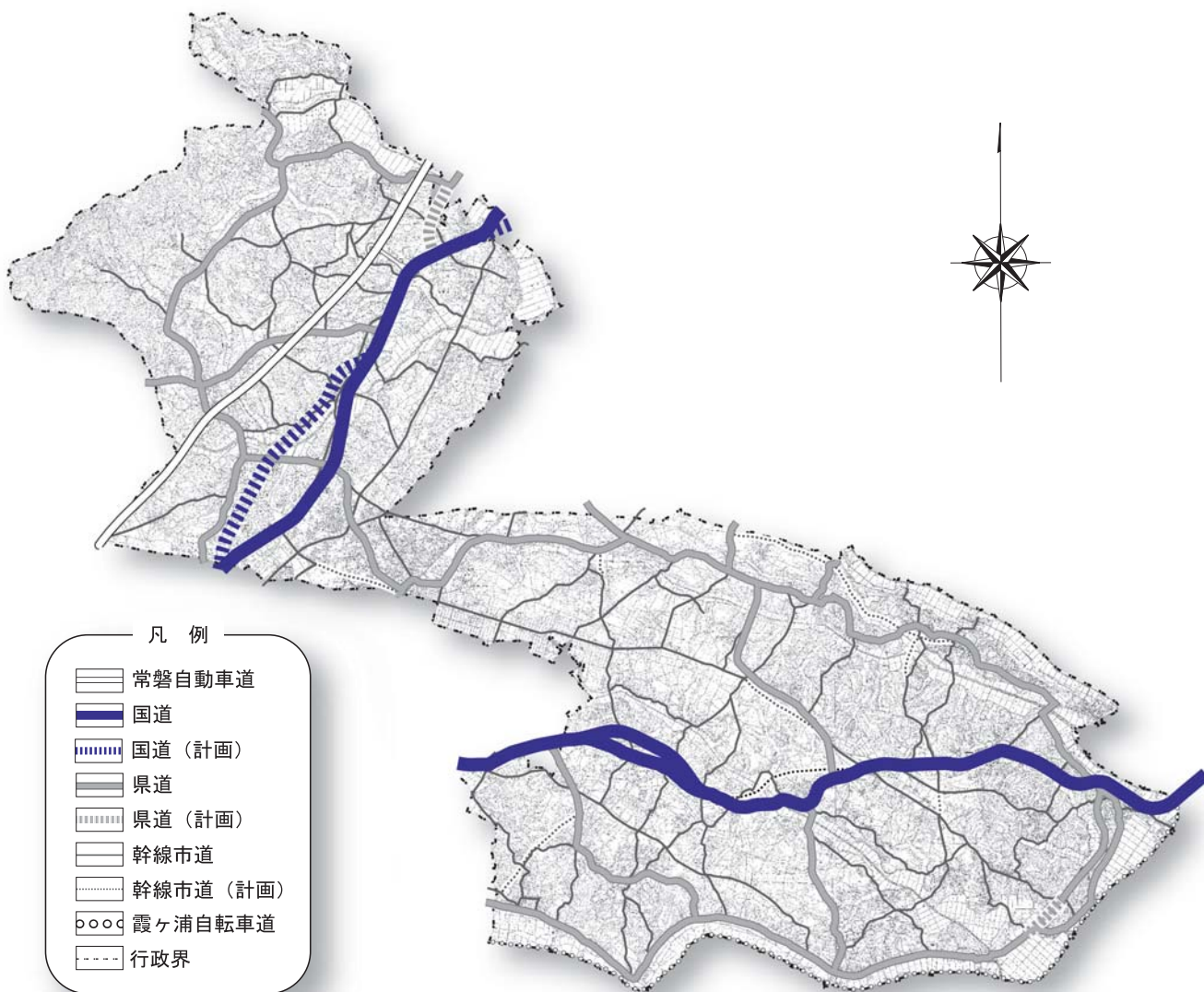
#### 【道路整備状況】

年\区分	実延長 (m)	改良 (m)	舗装 (m)	道路改良率 (%)	道路舗装率 (%)
平成12年	1,431,099	311,352	701,215	21.8	49.0
平成13年	1,432,649	316,316	709,366	22.1	49.5
平成14年	1,433,615	319,017	719,217	22.3	50.2
平成15年	1,436,103	321,476	726,975	22.4	50.6
平成16年	1,437,139	324,963	731,652	22.6	50.9
平成17年	1,438,514	328,317	737,051	22.8	51.2
平成18年	1,439,647	329,924	749,428	22.9	52.1

※各年4月1日現在

資料：建設課

### 幹線道路網図



## ☀ 施策の方向

### 1. 交通体系の整備

広域的な道路体系の確立を図ります。

- 霞ヶ浦によって分断されている交通アクセス改善を目指し、霞ヶ浦二橋の建設促進について、周辺市町村と連携し、国・県へ要望していきます。
- 国道6号千代田石岡バイパス、深谷大和田バイパスの早期整備を促進します。
- 県道全般について、狭隘や屈曲の解消のため、バイパス化などを含めた改良を要望するとともに、道路側溝や交通安全施設整備を要望します。

### 2. 幹線道路の整備

常磐自動車道「千代田石岡インターチェンジ」、国道6号・354号及び県道等の広域道路網と連携する主軸となる市道幹線の整備を推進します。

- 市の均衡ある発展を促進するため、市道㊦2644号線(深谷大和田バイパス)、市道㊧6号線(新治橋)、市道㊨55号線(粟田橋)などの早期整備を目指します。
- 地域の一体性の確立を促し、市民の交流促進や生活の利便性向上を図るため、市内のネットワーク網の骨格として宍倉下稲吉線(跨線橋)などの整備を進めます。
- 恋瀬川改修に伴い五輪堂橋の整備を進めます。
- 市街地内の交通体系の基となる、神立停車場線をはじめとする幹線道路の整備を促進します。
- 各拠点等を結ぶ道路の整備を促進します。



▲市道㊦2644号線(深谷大和田バイパス)建設工事



▲市道㊨55号線(粟田橋)建設工事



### 3. 生活道路の整備

市民生活と直接にかかわる地域の生活道路の整備については、安全性と利便性を向上させ交通の円滑化を図ります。

- 集落間を縦横に走る市道の生活道路としての快適性や利便性を向上させるため、狭隘・屈曲した危険箇所等を整備します。
- 新バリアフリー法<sup>\*</sup>に基づき、高齢者や障害者などすべての人々が安心して歩けるよう、生活道路の整備に努めます。
- 各地区の土地利用特性や地形等に配慮した整備を推進します。

### 4. 公共交通の充実

市民生活や経済活動の利便性の向上を図るため、公共交通機関の充実に努めます。

- 霞ヶ浦自転車道(県道潮来土浦自転車道線)の整備促進を国、県等関係機関へ要望します。
- 市民生活の利便性の向上や地域振興の期待が大きい百里飛行場民間共用化を促進します。
- JR常磐線の複々線化の要望や神立駅の橋上化など利便性の向上を促進します。
- 民間バス路線の確保について地域協議会との連携を図り、関係機関に要請します。
- 各地区と主要な公共施設を結び市民が身近に利用できるコミュニティバス<sup>\*</sup>の運行を目指します。

▶ 第3節 快適な住環境の整備

[1] 上水道

☀ 現況と課題

市民が健康的で文化的な生活を営むためには、水道水は欠かすことのできないものです。

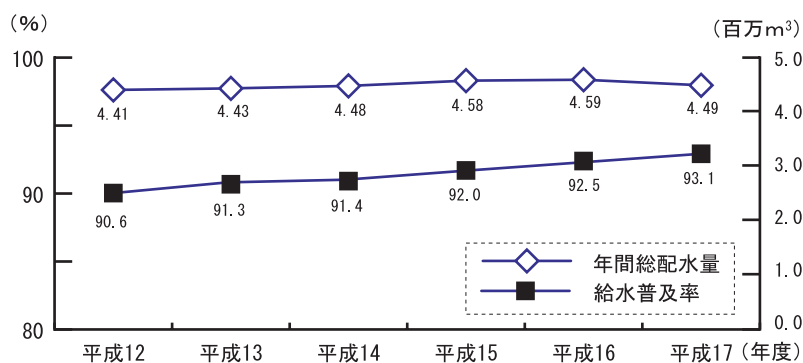
現在、施設整備については、安全で安心な飲料水を安定的に供給するため、給水区域の拡大に努めるとともに、計画的整備と施設の統廃合を考慮した適正な維持管理を推進しています。

人口増や生活様式の向上に伴う水需要の増加に対し、広域的な体系の中で、地下水の取水と県広域水道水の購入水量の均衡を図り、水需要を長期的に予測し、水資源を確保する必要があります。

また、地下水の取水制限により県広域水道からの購入水の増量の必要性が想定されます。このことは、水道料金に密接に関係することから、水道水の利用促進と併せた効率的な事業運営が必要となっています。

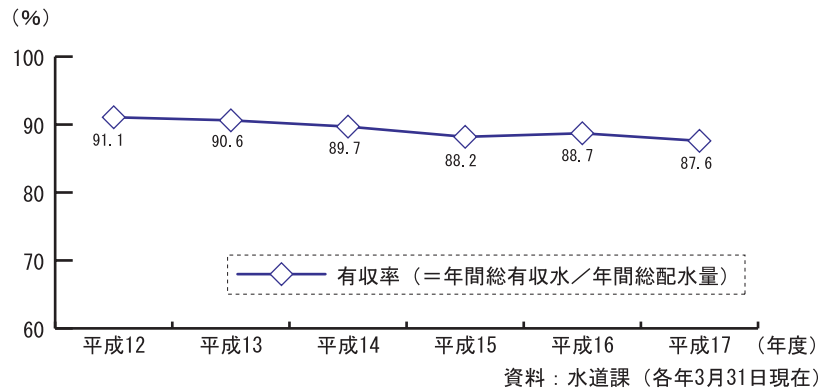
今後も市民生活に必要な不可欠な水の安定的な供給の確保に努めていくほか、限りある水資源を有効に活用するため、市民の節水意識のさらなる向上や漏水防止対策の強化を図り、有収率<sup>\*</sup>の向上に努めなければなりません。

【給水普及率と年間総配水量】



資料：水道課（各年3月31日現在）

【有収率の推移】



## ☀ 施策の方向

### 1. 上水道の整備

水道用水を安定的に供給するため、給水区域の拡大に努めるとともに、施設の統合や老朽管の計画的な更新を進めます。

- 土浦千代田工業団地への配水管の新設を計画的に進めます。
- 老朽管の計画的な更新や道路改良及び下水道事業に伴う、配水管の敷設替工事を進めます。
- 管理の効率化を図るため、浄・配水施設の統合を推進します。

## 2. 水道事業の健全化

効率的な事業運営のために、地下水の取水制限の影響と県広域水道水の購入量を調整し、安定的な財政運営に努めます。

- 給水エリアの拡大を推進し、上水道利用を促進するとともに、加入率の向上を図ります。
- 広報活動を充実・強化し、節水意識の高揚を図ります。
- 国の基準に従って定期的な水質検査を実施し、安全で安心な飲料水の供給に努めます。
- 水道施設の統合事業を行い、さらなる経営の合理化と経費の節減を図ります。
- 有収率や収納率の向上による経営基盤の強化に努め、効率的で健全な事業経営を推進します。



▲水道水の水質検査

## [2] 下水道

### ☀ 現況と課題

下水道は、衛生的で快適な生活を営む上で必要不可欠な施設です。生活環境の改善のみならず、河川などの水質を保全するためにも重要です。

本市では、昭和48年に霞ヶ浦湖北流域下水道事業に加入し、市街化区域を中心に昭和51年から公共下水道事業に着手、昭和57年から供用を開始し、現在も事業を推進しています。

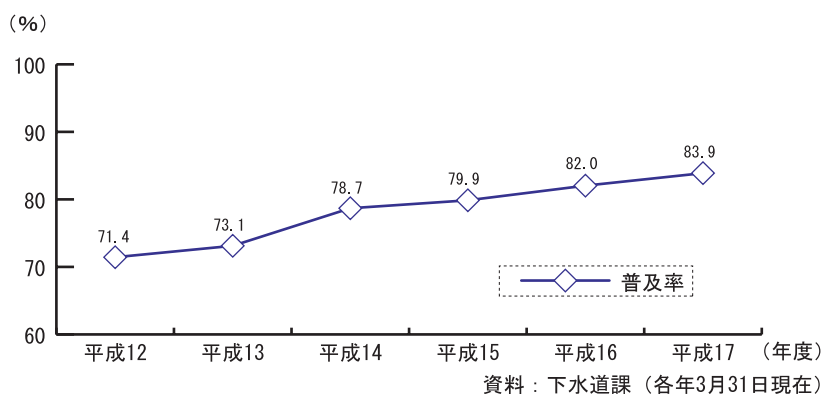
また、昭和61年から農業集落排水事業に着手し、現在8地区すべてが完了し供用を開始しています。

これらの下水道、農業集落排水整備と併せて、浄化槽の普及促進に努めています。

今後も、より効率的な整備手法により下水道の整備促進に努めるとともに、供用区域内の水洗化の向上を図ることが求められています。

また、市街地では雨水の流出量が増加傾向にあります。そのため、下水道の雨水管整備については、河川、水路の改修等との調整を図りながら、計画的に整備することが必要になっています。

【下水道普及率の推移】



## 施策の方向

### 1. 下水道の整備

快適な生活環境を確保するため、下水道整備に努め、下水道普及率の向上を目指します。

併せて、農業集落排水や浄化槽等により、生活環境の改善や霞ヶ浦の水質保全を図ります。

- 下水道計画に基づき、稲吉・加茂処理分区を計画的に整備します。
- 下水道の整備が完成した供用開始区域の加入促進と施設の適切な維持管理を行い、環境保全に努めます。
- 農業集落排水事業による農村環境の改善と生産環境の保全を目指し、加入促進を図りながら、適切な施設の維持管理に努めます。
- 浄化槽設置事業については、地域の実情に沿った普及促進を図り、家庭雑排水などの適正処理と周辺の水質汚濁の防止に努めます。
- 下水道事業などの安定的な経営を堅持していくため、適正な料金の設定を行うとともに、供用開始区域内における未加入者に対する積極的な加入促進に努めます。

### 2. 雨水排水の整備

より良い都市環境と居住環境を確保するため、地域に適合した雨水排水対策を計画的に推進します。

- 下水道計画の雨水計画に基づき、雨水排水施設の計画的な整備を推進します。
- 都市化の進展が予想される中で、低地への集中化や冠水などがみられる地域については、よりよい都市環境と住居環境を確保するため、計画的な下水道(雨水)の整備と併せて、雨水排水施設の整備を推進します。
- 市街地の雨水流出抑制の推進を図る観点から、開発事業に伴う舗装については、関係者の協力を得て、透水性舗装の普及促進を図ります。
- 市街地開発事業などの地域整備が進む地域の流末となる河川・水路については、地域開発の進行と調整を図りながら計画的な整備を推進します。
- 放流先の河川能力、排水区域の地形条件等を考慮しつつ、雨水管渠能力向上等の整備を進めます。

## [3] 河川

### ☀ 現況と課題

本市には一級河川恋瀬川・天の川・一ノ瀬川等の河川が流れています。

雨水の大部分は、農地や山林などへの自然浸透とともに、霞ヶ浦に流入しており、台風等による自然災害の危険性が高くなっています。

今後、防災対策を進める上で、恋瀬川・天の川の河川改修など河川及び護岸の整備が非常に重要な位置を占めています。

一方、筑波山系の水郷筑波国定公園における雪入成沢地区については、県砂防指定区域となっています。

現在、河川保護や自然保護を図るため、砂防ダムの整備など適切な対策を推進していますが、地すべり災害や水害など自然災害を最小限に抑え、安全で暮らしやすいまちづくりを進めるため、今後とも継続して基盤整備を進める必要があります。

### ☀ 施策の方向

#### 1. 河川の整備

河川の未改修箇所については、改修を進め被害の解消に努めます。

また、下水道の整備や農林事業、都市計画等と一体となった治水対策を推進するとともに市民が水に親しむため、水辺環境の保全や親水空間の形成に努めます。

- 霞ヶ浦の水位に対応した、一級河川の築堤や河川の浚渫工事を促進します。<sup>\*</sup>
- 恋瀬川・天の川・一ノ瀬川等の河川における親水空間の形成に向けた整備や、水質の浄化・美化対策により、都市及び集落における身近な憩い環境づくりを推進します。
- 霞ヶ浦の水際線については、消波堤や護岸の整備等を国や県とともに進めつつ、沿岸での親水性等、市民が憩える空間の整備を推進します。

## [4] 公園・緑地

### ☀ 現況と課題

公園は、市民生活にゆとりと安らぎを与えるとともに、災害時の避難場所にもなるなど、多様な機能をもっています。

本市には、都市公園の大塚ファミリー公園・稲吉ふれあい公園などのほか、第2常陸野公園・大塚自然体験の森公園など自然体験型の公園があります。

今後も、都市における貴重な憩いの場としての公園整備や、豊かな自然を生かしたレクリエーション・交流の場として公園の適切な維持管理を進めていく必要があります。

また、豊かな自然に恵まれた北西部の丘陵地帯の森林の育成と整備、林道の整備などを行い、優れた自然の景勝地を保護しながら、その利用促進を図る必要があります。

### ☀ 施策の方向

#### 1. 公園の整備・緑地の整備

緑や水辺の環境と居住空間の調和を図りながら、本市固有の自然環境の保全・活用と市民の健康・余暇ニーズに応じた公園緑地の整備、市民参加の公園づくりを推進します。

- 公園としての機能を常時保持させるため、適正な維持管理に努め、地域住民の協力による清掃や管理を促進します。
- 都市化の進む中で、うるおいと安らぎを与える空間として、自然環境が残る良好な緑地を積極的に保全します。
- 農村公園の有効活用に努めます。
- 緑地保護の啓発を図るため、緑化推進協議会や緑の少年団などの育成を推進します。



## ▶ 第4節 循環型社会の形成

### [1] 環境保全・公害

#### ☀ 現況と課題

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など、地球的規模での環境破壊が深刻な問題になっています。

身近な課題として湖沼や河川の水質汚濁、自動車交通による大気汚染、廃棄物の増加などが市民の日常生活に深く関わっています。

市民の快適な生活環境を維持するためにも、これらの環境問題に総合的・体系的に対応していくとともに、市民、事業者、行政が一体となって、環境保全への関心を高め、社会経済活動や生活様式を見直すなど、環境にやさしいまちづくりを推進していく必要があります。

#### 【公害等苦情状況】

(単位：件)

年度\区分	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	廃棄物投棄	その他	合計
平成12年度	14	5	1	0	2	22	0	44
平成13年度	9	1	3	0	8	15	0	36
平成14年度	7	2	0	1	7	25	9	51
平成15年度	6	2	0	0	5	26	3	42
平成16年度	9	4	3	0	8	11	30	65
平成17年度	6	2	2	0	5	12	7	34

資料：環境保全課

#### ☀ 施策の方向

##### 1. 環境保全

環境施策の総合的・計画的な推進を図るとともに、環境保全に関する市民、事業者等の活動促進を図ります。

- 環境に関する施策の総合的な推進を図るための指針を作成します。
- 地球レベルでの温暖化など、環境問題の改善に向けて国や県と連携し、公共施設の温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- 百里基地の航空機騒音対策を進めます。

- 土砂等による土地の埋立て等の規制を行い環境の保全を図ります。
- 既存の火葬場の活用を促進するとともに適切な運営に努めます。
- 狂犬病予防法に基づき、犬の登録・管理を行います。

## 2. 環境美化の推進

市民が主体となった環境美化運動組織を育成し、環境美化の創出と豊かな自然環境の保護・保全に努めます。また、環境保全や環境美化に関するPR活動を通じ、美化意識の啓発とモラルの向上に努めます。

- 緑化推進協議会と環境美化委員会の活動を支援しながら、花いっぱい運動や環境保全の推進を図ります。
- 市内一斉清掃、霞ヶ浦や流入河川のごみ等清掃活動を行い、地域住民のごみに対する意識高揚を図ります。



▲5kmにわたる「かすみがうら花のみち」沿道の花壇植栽

## 3. 水質浄化の推進

霞ヶ浦などの公共用水域の水質浄化のため、公共下水道の整備などの生活排水対策とともに、国、県、事業者、市民などとの連携により、水質浄化への取り組みを推進します。

- 小学生等を対象に湖上研修を実施し、霞ヶ浦の水質浄化について意識高揚を図ります。
- 霞ヶ浦問題協議会と連携し、市民の意識高揚を図り、霞ヶ浦及び霞ヶ浦流入河川の環境保全を図ります。

- 農林水産業との連携により、水質浄化への取り組みを行います。
- 下水道や浄化槽により生活排水対策を促進し、霞ヶ浦の水質浄化に取り組めます。
- 生活排水路浄化施設の維持管理を行い、霞ヶ浦に流入する水路の水質向上に努めます。
- 茨城県霞ヶ浦環境科学センターを活用し、水質浄化に対する環境学習・市民活動を推進します。
- 国や関係機関と連携し、湖岸のヨシ原や砂浜などの再生を促進します。



▲湖上セミナーでの児童による水質調査

#### 4. 公害の防止

公害を未然に防止するため、環境監視体制の強化や相談窓口の充実に努めます。また、各種の法規制や協定などにより公害の発生防止に努めます。

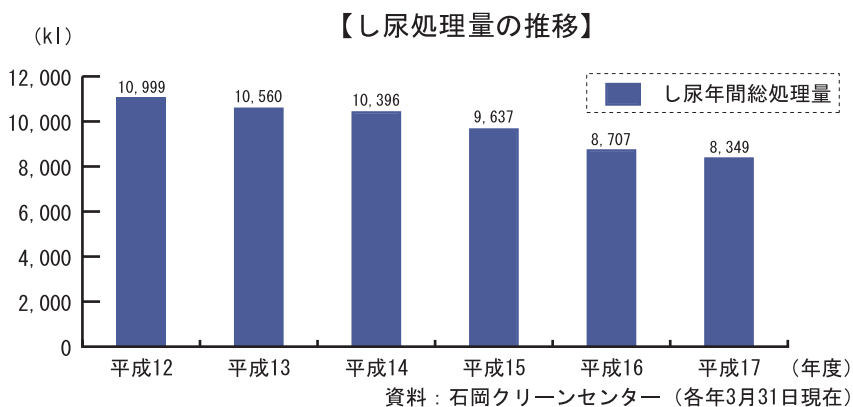
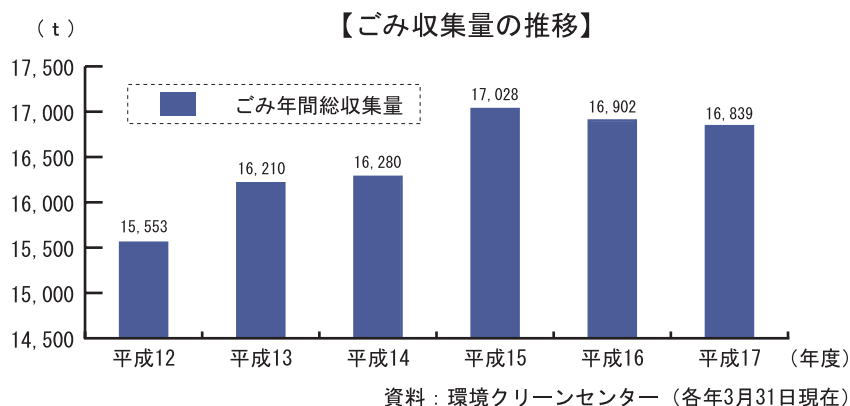
- 河川水質調査、地下水調査、ゴルフ場農薬調査、工場・事業所の排水調査を実施し水質汚染を監視します。
- 水質監視員により、霞ヶ浦水域における水質汚濁や不法投棄を監視します。
- 土浦市と土浦千代田工業団地の公害防止協定により、今後も公害の未然防止に取り組めます。
- 廃棄物不法投棄監視員や監視カメラの設置などにより市内の不法投棄を監視します。
- 公害苦情の処理体制の充実強化を図るとともに、関係機関と連携し迅速・適切な処理に努めます。
- 清水地区にある井戸で地下水位を観測し、土浦千代田工業団地の地盤沈下の監視を行います。

## [2] 廃棄物処理

### ☀ 現況と課題

ごみ処理については、土浦市、石岡市とともに共同の処理を新治地方広域事務組合環境クリーンセンターにおいて行っています。市民一人ひとりの理解と協力によるごみの減量や分別の徹底を図り、今後も適切な処理とリサイクルへの意識を高める必要があります。

また、し尿及び浄化槽汚泥については、石岡市、小美玉市とともに共同の処理を湖北環境衛生組合石岡クリーンセンターにおいて行っています。今後も施設の適正な運用に努め、適切に処理を実施していく必要があります。



## 施策の方向

### 1. ごみ・し尿処理の改善

ごみ及びし尿処理については、新治地方広域事務組合環境クリーンセンター、湖北環境衛生組合石岡クリーンセンターで共同処理をしており、引き続き適正な運営に努めます。

- ごみの共同処理については、施設の更新を見据えた新たな処理体制について検討を進めます。
- 今後もごみの分別収集を効率的に進めるとともに、増大する排出量に見合う収集体制の充実に努めます。
- 下水道への接続や浄化槽の普及を促進し、効率的なし尿の浄化と再生処理を図ります。

### 2. リサイクルの推進

循環型社会を構築するため、ごみの4R<sup>\*</sup>や事業者のゼロエミッション<sup>\*</sup>の普及・啓発に努め、資源の有効利用を促進します。

環境問題への対応として、ごみの再資源化や減量化、また資源物の有効利用など市民と協働して取り組むことにより、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

- 生ごみの家庭処理を推進し、生ごみの減量化及び再資源化を図ります。
- 資源ごみを積極的に回収する団体を育成するため、活動に対する支援とともに、リサイクルに対する市民の意識向上を図りながら、資源の有効利用と廃棄物の減量化に努めます。
- 一般家庭からの資源ごみの分別収集を徹底し、リサイクルの推進を図ります。

## ▶ 第5節 防犯・防災機能の充実

### [1] 消防・救急

#### ☀ 現況と課題

本市の消防体制は、1本部2消防署体制の常備消防と消防団10分団54部660名の非常備消防で組織されています。

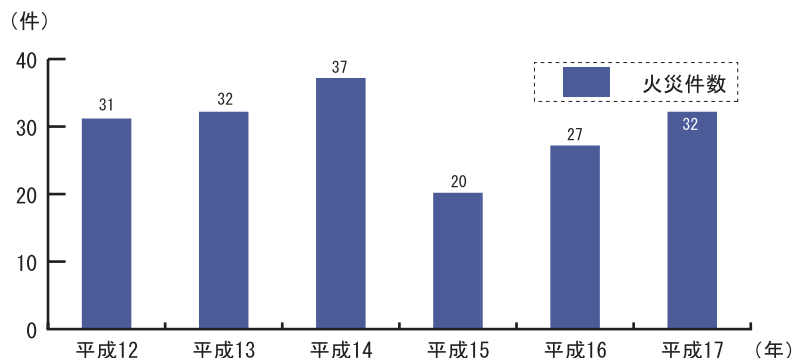
また、防火組織については、自主防災組織や婦人防火クラブ、少年消防クラブが地域における安全を確保するため「自分たちの地域は自ら守る」という精神に基づいて活動しています。

近年の都市化の進展により、地域生活環境の変化や消防に対するニーズの増加・多様化などで消防活動の複雑化や困難化を招いており、これらに適切に対応することが重要な課題となっています。

一方、本市の救急業務は、西消防署及び東消防署に高規格救急車及び救急救命士の配備がされています。高速交通体系や高齢社会の進展に伴い、さらに救急・救助活動の増加が予測されるため、これら急病や交通事故に迅速に対応できる救急体制の整備や市民・企業などを対象とした応急処置の知識、技術の普及が課題です。

また、法律の改正により市町村消防の広域化に関する規定が整備され、消防本部の広域化が進められています。さらに、消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用の計画が進められています。

【火災件数の推移】



資料：消防本部（各年12月31日現在）

## 【救急出場の推移】

(単位：件)

年\区分	総数	火災	交通	水難	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自傷行為	急病	その他	自然災害
平成12年	1,133	2	259	0	19	5	126	12	18	686	6	0
平成13年	1,259	8	271	0	13	10	162	16	16	754	9	0
平成14年	1,380	3	255	0	27	6	177	17	15	864	16	0
平成15年	1,508	2	267	1	15	9	163	12	24	1,007	8	0
平成16年	1,529	1	267	1	25	9	218	15	25	956	12	0
平成17年	1,729	4	252	0	21	9	235	16	26	1,162	4	0

資料：消防本部（各年12月31日現在）

 施策の方向

## 1. 消防力の強化

機材の整備と消防職員の資質の向上を図るとともに、消防機材、人員配置の適正化により、常備消防力の強化に努めます。

消防団の充実、強化のため団員の確保と養成に努め、組織の活性化を図ります。

- 消火栓と防火水槽の整備を推進します。
- 消防無線のデジタル化と指令業務広域化を推進します。
- 自主防災組織や婦人防火クラブ等を育成し、防災意識の高揚を図ります。

## 2. 救急体制の充実

救急・救助要請に対応できるよう車両など機材の充実と、救急救命士の増員など人員体制の増強を図ります。

- 救急体制の充実を図るため、高規格救急車の導入及び救急救命士の育成に努めます。
- 事業所や市民を対象に応急手当の方法や心肺蘇生法などの講習会の実施に努めます。

## [2] 防災

### ☀ 現況と課題

我が国の災害発生状況を見ると、阪神淡路大震災や、近年では新潟県中越地震の被害が記憶に新しいほか、毎年のように台風が上陸し集中豪雨や強風による被害をもたらしています。

本市でも、時代の要請にこたえながら防災体制の充実などを進め、安心して暮らせるまちづくりに努めてきました。

今後も、万一の災害の発生に備えて、建物や構造物の安全性の向上、防災施設の整備、必要物資の備蓄、避難・救援対策などを総合的に実施する必要があります。そのためには防災意識の啓発や自主防災組織の育成などの施策も重要です。

また、国民保護法が施行され、有事における総合的防災施策の構築が必要となっています。

さらには、広域による相互援助の体制の推進を図る必要があります。

### ☀ 施策の方向

#### 1. 防災対策・体制の充実

地震、火災、風水害などの災害に備え、各種対策の拡充と広域的な連携による防災体制の一層の充実を図り、市民の安全な暮らしを守ります。

- 市民の生命、財産を守るため、計画的な防災体制づくりの指針となる地域防災計画の見直しを行い、計画に基づいて防災力の強化に努めます。
- 常備消防、非常備消防の機能、設備の充実や防災施設の整備、また自主防災組織の充実、強化を図りながら防災体制づくりを推進します。
- 急傾斜地などの崖崩れの危険箇所を解消するため関係機関と協議を進め、早急な対策を促進します。
- 茨城県国民保護計画に基づく市国民保護計画により、有事における防災・避難活動が速やかに実施できる体制づくりを行います。

#### 2. 防災情報体制の整備

防災行政無線などを利用した広報活動を実施し、緊急災害時の迅速な情報伝達に努めます。



- 災害発生時、市内全域に迅速に情報を伝達するために、防災行政無線の充実と機能の維持に努めます。
- 河川の破堤・氾濫等水害時の浸水情報、避難情報を図示し、市民を災害から守るためのハザードマップ<sup>\*</sup>を作成するなど、市民への防災情報の開示に努めます。

### 3. 広域応援体制の整備

大規模な災害や特殊な災害などに対応するため、市町村あるいは都道府県の区域を越えた防災に関する協定等を推進します。

- 東京都板橋区を中心とした12市区町との防災協定などによる緊急災害時の相互援助の関係を引き続き推進します。



▲防災訓練での応急手当訓練

## [3] 交通安全・防犯

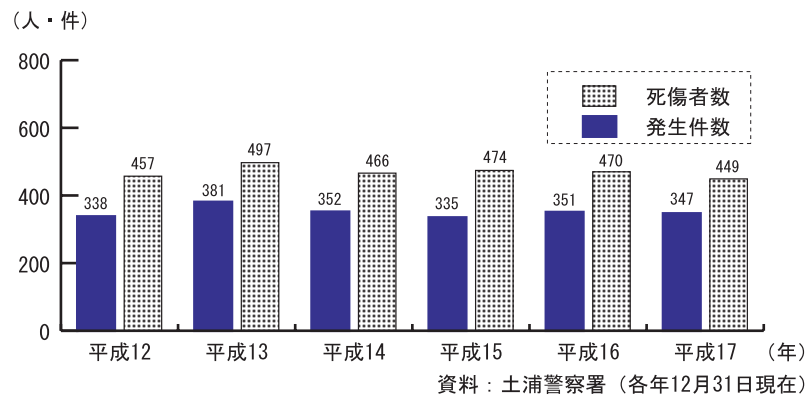
### ☀ 現況と課題

本市は、国道6号や国道354号など通過交通量の大変多い幹線道路を有し、年間約350件の交通事故が発生しています。このため、交通安全に対する意識の高揚と、すべての市民が安心して利用できるよう、道路環境の充実を図るとともに、交通安全施設の整備などと併せ、総合的な交通安全対策が必要とされています。

また、社会構造や生活様式の多様化、複雑化などを背景として様々な犯罪の発生がみられ、本市でも都市化の進展と核家族化、少子化など社会環境の変化や地域の連帯感の希薄化に伴い、犯罪の発生する要因が増えています。

今後も、関係機関との連携と地域住民の協力のもとに、防犯意識の高揚とともに防犯対策の強化を図り、安全な地域社会づくりを進める必要があります。

【交通事故発生状況】



### ☀ 施策の方向

#### 1. 交通安全対策の充実

交通安全協会や関係団体との連携により、交通安全運動や交通安全教育を推進し、市民の交通安全意識の高揚を図ります。

さらに、歩行者や自転車なども安全で快適に通行できる環境を確保するため交通安全施設の充実に努めます。

- 交通安全関連団体との連携のもとに交通安全運動やパトロールなどを実施し、交通安全の啓発に努めます。
- 保育所、学校などにおいて関係機関と協力し、交通安全教育の徹底を図ります。
- 交通危険箇所の解消のため、地域の意向等を踏まえ、道路照明やカーブミラーなどの交通安全施設の整備に努めます。
- 交通事故被害者の救済のため、県南地方交通事故相談所を活用するとともに、県民交通災害共済の加入促進を図ります。

## 2. 防犯対策の強化

社会生活の安定を目指した安全な地域社会を推進するため、地域住民の理解と協力を得ながら関係機関と連携し、地域ぐるみの防犯活動の充実、強化に努めます。

- 防犯連絡協議会の活動を支援するとともに警察との連携による広報活動を推進し、地域防犯体制の充実に努めます。
- 犯罪の未然防止のため、地域や事業所などにおける犯罪に対する意識の高揚を図ります。
- 犯罪の未然防止を図り夜間の安全性を確保するため、防犯灯の整備を推進します。
- 学校と地域などが協力して市内に「こどもを守る110番の家」を拡充し、安全な登下校ができるよう環境整備を進めます。
- 自主防犯組織の結成を支援します。



▲市民による自主防犯パトロール

## ▶ 第6節 情報通信基盤の整備

### [1] 通信網

#### ☀ 現況と課題

インターネットや携帯電話などの情報通信技術は飛躍的な発展によって、近年急速に普及し、行政やビジネスの利用のみならず、日常生活においても必須の情報基盤となっています。

また、市内全体の情報基盤は、民間事業者の取り組みにより充実しつつありますが、今後は高度情報化に対応したブロードバンド<sup>\*</sup>(高速・大容量通信)環境の基盤整備の促進と地域格差の解消が課題です。

今後も情報社会における情報・通信基盤の充実に努めていく必要があります。

#### ☀ 施策の方向

##### 1. 通信網の整備

情報通信技術の発展に対応し、市民が高度な情報通信を利用しやすい環境を整えるため、情報通信基盤の整備の促進に努めます。

- 高速通信サービスが提供されていない地域との地域格差を是正するため、関係機関への協力・要請に努めます。

##### 2. 地域情報システムの整備

本市を取り巻く情報化の進展を積極的に活用し、行政情報化と地域情報化を総合的にとらえることによって効果的な情報化の推進を図ります。

- 市民に対し、積極的にICT<sup>\*</sup>(情報コミュニケーション技術)を活用した行政情報の提供の充実に努めます。
- スポーツ施設の予約や空き状況を確認できるシステムなど、生涯学習の機会の充実のための情報化の推進を行います。
- 市民の利便性向上のため、電子化を含めた効率的な行政運営と行政サービスの向上に努めます。